宝くじ助成事業で公園・各種備品を整備

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業により、龍門一区に公園および各種備品（テント、テーブル、イス、掲示板）が整備されました。

このコミュニティ助成事業は、宝くじの普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うもので、今後の龍門一区の一層の活性化が期待されます。

整備された公園とテント

10/30（土） ボランティア作業

菊池市シルバー人材センターの会員約190人が、菊池、七城、泗水でボランティア活動を行いました。

菊池では、早朝から約1時間に渡って多目的グラウンドの草取りが行われ、雑草を慣れた手つきで処理されました。

七城と泗水では、ゴミ拾いなどの清掃作業が行われ、イベントを控えた会場を綺麗にされました。

多目的グラウンド草取り作業中

11/6（土） 菊池の灯り　万華灯

菊池市中央グラウンドで菊池の灯り「万華灯」が行われ、たくさんの人で賑わいました。

子どもから大人まで多くのボランティアの人たちが集まり、午前中から用意した1万個の紙コップに手作業でローソクを入れていきました。色をつけるために赤く塗られるものもあり、そのひとつひとつを広場に描かれた下絵の上に並べていきました。午後5時30分になり、一斉に点火されると、暗闇の中に白龍が現れ菊池の夜を彩りました。

浮かび上がった万華灯

11/1（月）～11/15（月） 菊人形・菊まつり

菊池市市民広場で、菊人形・菊まつりが開催されました。会場には、大切に育てられた色とりどりの大輪菊の鉢植え・懸崖・盆栽・小菊・菊人形など約3,000点が展示されました。今年は夏の猛暑により菊の開花が心配されましたが、五重の塔や菊人形の菊も見事に咲き誇り、訪れた人たちは興味深くひとつひとつの作品を眺めていました。

見事に咲き誇った菊

11/7（日） としょかんまつりを開催しました

泗水図書館でとしょかんまつりが開催され、親子連れなどで賑わいました。リサイクル雑誌や図書の無料配布、ボランティアによるおはなし会があり、詩の朗読や昔話、紙芝居などがありました。また今年は国民読書年ということもあり、企画展示のほか、初めての試みとして館内でジャズコンサートがありました。図書館に流れるジャズの生演奏に驚きもあり、子どもたちが作ったリサイクル楽器とのジョイント演奏もあり賑やかな一日となりました。

ジャズに合わせた読み聞かせもありました

11/13（土） 芸術・文化の秋!伝承あそび大会!を開催しました

土曜体験教室「芸術・文化の秋！伝承あそび大会！」が旭志公民館で開催され、市内小学生45人が参加しました。これは芸術・文化の秋に、昔から伝わる各種の伝承あそびを体験し、仲間と知恵を出し合いながら遊ぶことの楽しさ・大切さを学んでもらおうと開いたものです。当日は、マイ竹箸やカナリア笛を作った後、お手玉やあやとり、竹馬乗りにチャレンジしました。子どもたちは、伝承遊びの奥深さに触れ、感嘆の声を挙げていました。

竹馬乗りにチャレンジする子どもたち

国民年金情報

問い合わせ先　市民課市民年金係　☎0968（25）7211、各総合支所市民係

年金の請求を忘れていませんか？

心当たりがある人は、早めにご相談ください。

年金の加入期間が25年未満の人

・年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で、国民年金に任意加入していなかった期間など

・誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など、生まれた年などで25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている人

・70歳になっても、年金は自動的には支払われません。

・年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

厚生年金の加入期間のある65歳以上の人

・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている人は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

・片方の年金の受け取り開始を繰り下げている人は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

厚生年金の加入期間のある人で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている人

・厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす人に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。特別支給の老齢厚生年金とは、65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金です。

60歳以上で、会社に勤めている人

・会社に勤めている人でも、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

・給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

相談は市民課および各総合支所市民係、熊本西年金事務所、街角の年金相談センターまたはねんきんダイヤルまでお願いします。

ねんきんダイヤル

☎0570（05）1165

※IP電話・PHSはこちら

☎03（6700）1165

社会保険出張相談が、平成23年1月から予約制になります。